

第3回大分川・大野川学識者懇談会 〔会議資料(大野川)〕

大野川水系河川整備計画(変更原案)の骨子

平成26年8月8日

国土交通省 九州地方整備局

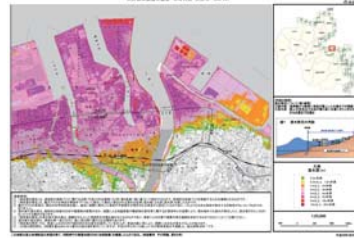
変更原案の主な変更点

1. 地震・津波への対応

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、津波・地震に関する法整備や基準づくり等が進められています。河川では「河川への遡上津波対策に関する緊急提言(平成23年8月)」が出され、大野川においても地震に対する河川管理施設の調査検討及び対策が必要であることから、今回、地震・津波への対応を追加しました。



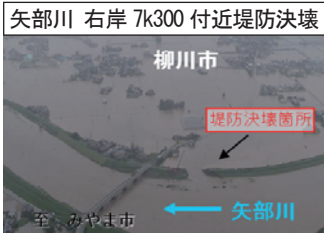
阿武隈川上流部
地震による堤防の被災状況



大分県津波浸水想定(平成26年3月27日更新)

2. 堤防の安全性

平成24年7月の九州北部豪雨では福岡県を流れる矢部川や大分県を流れる花月川で堤防決壊が発生し、その要因とは河川水の浸透による基盤からの漏水や洪水の侵食作用によるものでした。大野川においても、洪水時の降雨及び河川水の浸透による堤防(堤体及び基礎地盤)に対する安全性の確保や洪水時の流水の侵食作用に対する安全性を確保するため、今回、堤防の安全性(浸透・侵食変更)への対応を追加しました。



矢部川 右岸 7k300 付近堤防決壊
現河川整備計画策定後の事象

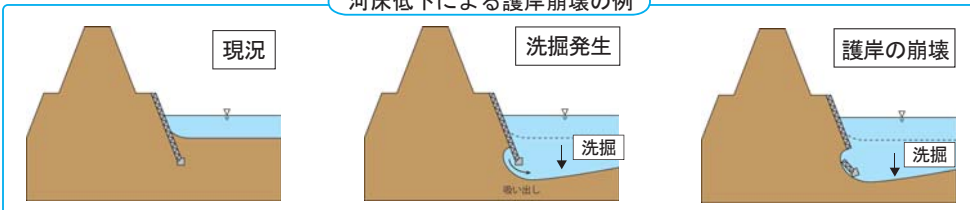


矢部川の噴砂写真

3. 河床低下

大野川では河川整備計画策定以降、局所的な河床低下が進行しており、洪水により根固めの崩壊や導水路の損傷等、被災が発生するなど対策箇所が拡大しているため、今回、河床低下の対策範囲を追加しました。

河床低下による護岸崩壊の例



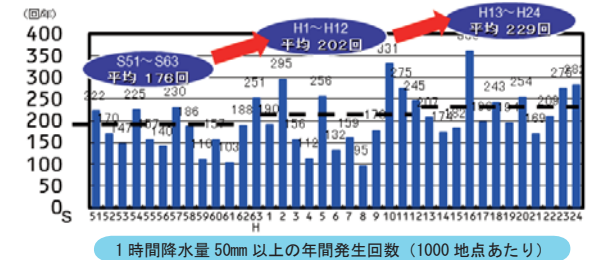
4. 自然環境・景観

大野川の河川整備及び維持管理について、必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を創出・保全する多自然川づくりを推進するとともに、良好な自然景観の保全等を図るため、今回、変更原案に追加をしました。

河川全体の取り組み	
平成2年	多自然型川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出すること。
平成9年	河川法改正 がなされ、河川法の目的にこれまでの「治水」・「利水」に「 河川環境の整備と保全 」が位置づけられた。
平成18年	多自然川づくり(多自然型から多自然へ) 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化の調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を創出保全するために、河川管理を行うこと。 多自然川づくりの基本 ○可能な限り自然の特性やメカニズムを活用 ○河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり ○生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出は勿論、地域の暮らしや歴史・文化と結びつけた川づくり ○調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川全般を視野に入れた川づくり

5. 危機管理

近年、全国的に豪雨や台風により甚だに被害が発生していることから、計画規模を越える洪水等が発生した場合や整備途上において施設能力を越える洪水等が発生した場合でも浸水被害の最小化が図られるようにするため、今回、変更原案に追加をしました。



H24九州北部豪雨(7月)



大野川(大分県竹田市)



H24九州北部豪雨(7月)



H25 台風18号(9月)
桂川(京都市嵐山)



H19 台風4号
緑川支川(熊本県甲佐町)

6. その他

現計画の策定以降、水防法・河川法改正等に併い記載内容の追加や基礎情報の追加するなど内容の充実を図りました。

変更原案の整備の目標

1. 洪水、高潮、津波等による災害の発生防止又は軽減

洪水(外水)対策

大野川水系の洪水対策については、過去の被害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、大野川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大洪水である平成5年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となります。

基準地点での目標流量

基準地点	河川整備計画において達成される目標流量	河道の整備によって達成される流量
白滝橋	9,500m ³ /s	9,500m ³ /s

高潮対策

大野川水系の高潮対策については、大野川の河口から0.8kmまでの区間の堤防高を標高5.5mとすることにより、昭和34年9月に発生した伊勢湾台風と同規模の台風と同規積の台風が大野川河口付近を通過した場合に発生すると想定される高潮に対して、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図ることが可能となります。

内水対策

家屋の床上浸水の発生など、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係する河川管理者等と調整のうえ、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

地震・津波対策

津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大クラスの津波」と称しています。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設計画上の津波」と称しています。

大野川及び乙津川河口における施設計画上の津波の高さは、大分県が標高3.0mと設定しています。大野川及び乙津川の河口部の堤防は、高潮に備えた堤防として標高5.5mの高さを確保していることから、施設計画上の津波に対しても、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図ることが可能となります。

また、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性を照査し、必要に応じて耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能の確保を図ります。

危機管理対策

関係機関と連携して危機管理体制等を整備することで、計画規模を超える洪水等が発生した場合や整備途上において施設能力を超える洪水等が発生した場合においても、浸水被害の最小化が図られるよう努めます。

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

大野川水系の流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、大野川水系河川整備基本方針に従って、基準地点白滝橋において概ね17m³/sとします。

大野川では、基準地点白滝橋において概ね17m³/sが確保されており、近年、渇水被害は発生していません。

このため、引き続き、関係水利使用者の協力を得ながら、適正な水利使用及び流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保を図り、河川環境の保全及び河川水の安定した利用が図られるよう努めます。

また、渇水時においては、関係水利使用者等と的確に情報共有や調整等を行い、渇水による被害の軽減が図られるよう努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

3. 河川環境の整備と保全及び河川利用

動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、大野川及び乙津川が本来有している瀬や淵、ワンド、自然河岸、汽水域等の多様な河川環境の保全又は創出に努めます。

また、河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が創出されるよう努めます。

さらに、大野川及び乙津川では、ブラジルチドメグサやオオフサモ等の特定外来種が確認されていることから、関係機関と連携してこれらの外来植物の拡大の防止及び新たな特定外来種の移入の回避に努めます。

景観

景観については、大分市街部の緩やかで広々とした水面などの良好な景観や、現在の豊かで清らかな流れなど、大野川の有する良好な自然景観の維持又は形成が図られるよう努めます。

また、歴史・文化等の地域特性を踏まえ、周辺の自然や町並み等と調和した良好な水辺景観の維持又は形成が図られるよう努めます。

水質

大野川及び乙津川の水質については、環境基準値を満足していますが、引き続き、関係機関と連携して啓発等を行い、現在の良好な水質の保全を図るとともに、さらに水質の向上が図られるよう努めます。

人と河川の豊かなふれあいの場

人と河川の豊かなふれあいの場の整備と保全については、大野川及び乙津川の河川空間が大分市街部の貴重なオープンスペースであり、多様なニーズがあることから、適正かつ安全・快適な河川利用が図られるよう努め、さらに人々が水や自然に親しめる場となるよう整備し、活力ある地域づくりに資するよう努めます。

なお、人と河川の豊かなふれあいの場の整備と保全にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全や良好な河川景観との調和に努めます。

変更原案の整備の実施事項＜整備の内容＞

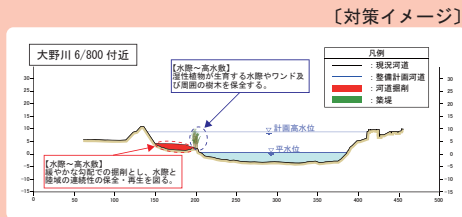
1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

1. 河道掘削等

河道の流下断面を拡大し流下能力を確保するために、丸亀(まるがめ)地区において樹木伐採及び河道掘削を行います。

実施にあたっては、河畔林の伐採の範囲を最小限に留めるとともに、掘削については、維持管理を考慮し、掘削後の再堆積を極力抑える掘削形状とします。

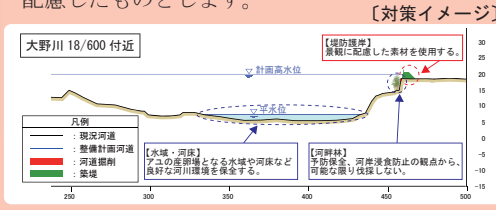
また、掘削にあたっては、水域から陸域への環境の連続性や湿性植物が生育する水際やワンドの保全・創出に努めます。



2. 堤防整備 (築堤・樋門)

利光地区において築堤及び排水樋門を整備します。

実施にあたっては、これまで水害防備林として機能してきた河畔林の伐採の範囲を最小限に留めるとともに、堤防については周辺の景観に配慮したものとします。



4. 内水対策

宮谷地区の浸水被害の軽減を図るために、大分県が実施している宮谷川の河川整備と連携して宮谷排水樋門を改築します。

5. 地震・津波対策

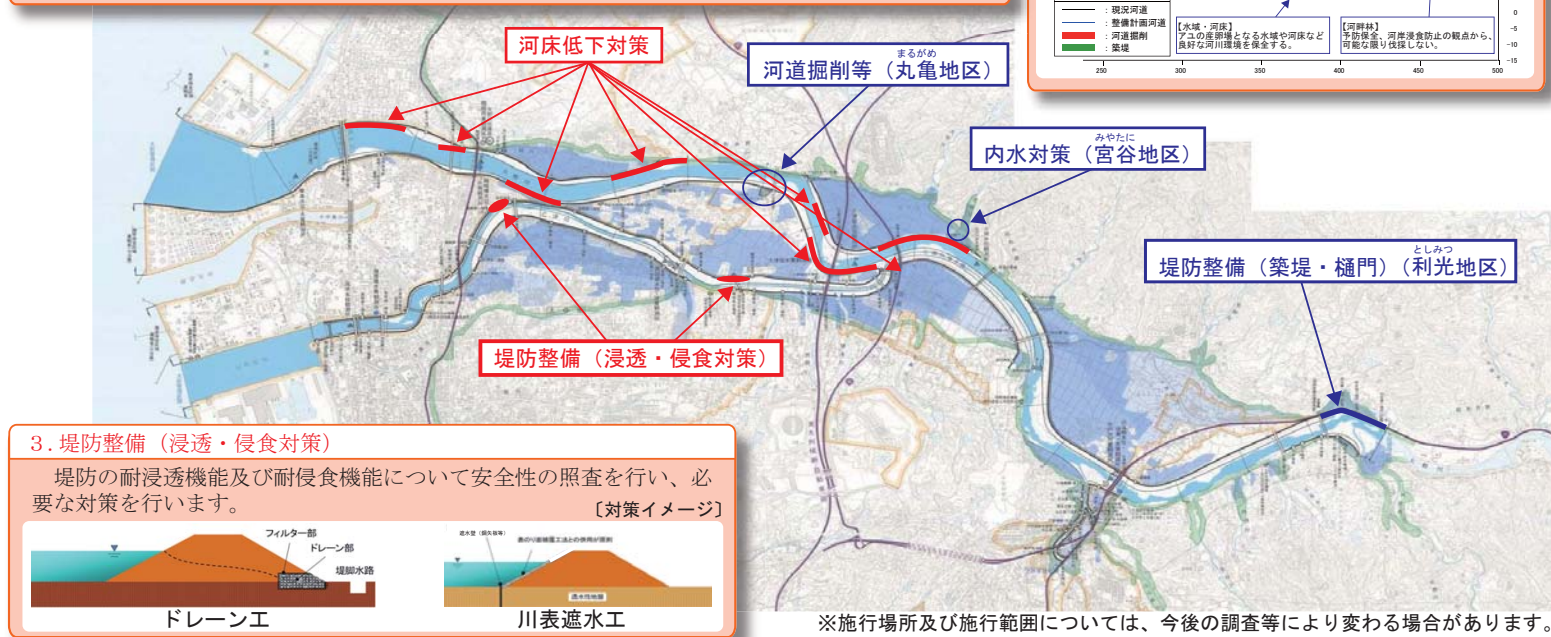
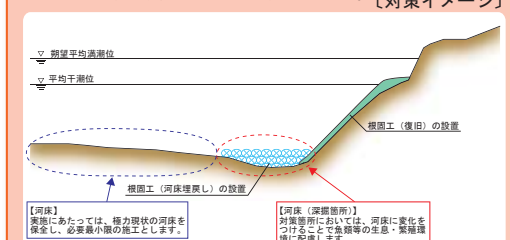
大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の耐震性能を照査し、必要な対策を行います。

また、津波が遡上する区間については、水門等を操作する操作員の安全を確保するとともに、津波による浸水被害を防止するために、水門等の操作の自動化や遠隔操作のための整備を行います。

6. 河床低下対策

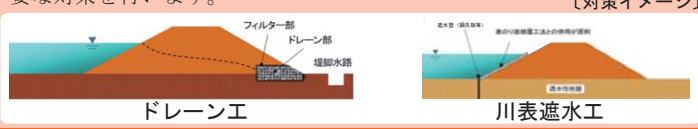
湾曲外岸等の水衝部において局所的に河床低下が発生している場所においては、河床及び堤防の安全性を確保するために、河床の埋め戻しや根固め、水制等を整備します。

実施にあたっては、魚類等が生息する淵や河岸部の水際環境の保全に努めます。[対策イメージ]



3. 堤防整備 (浸透・侵食対策)

堤防の耐浸透機能及び耐侵食機能について安全性の照査を行い、必要な対策を行います。 [対策イメージ]



※施行場所及び施行範囲については、今後の調査等により変わる場合があります。

2. 河川環境の整備と保全に関する事項

1. 動物の生息・生育・繁殖環境の保全

大野川の河川整備及び維持管理については、治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進します。

3. 景観の保全対策

大野川周辺の河畔林や瀬・淵などの自然景観の維持に努めるとともに、護岸等の人工構造物を設置する際は自然景観に配慮し、沿川の土地利用と調和した、良好な水辺景観の維持・形成に努めます。

2. 水質

河川水の適正な管理を行うために、定期的に河川水質調査を行い、データを公表、蓄積し、関係機関と情報共有等、連携を図りながら水質の保全と更なる向上に努めます。また、水質向上に向けた地域の意識向上や啓蒙活動を推進します。さらに、水質事故発生時の速やかな事故情報の伝達に向けた取り組みを行い、被害の拡大防止に努めます。

4. 地域との協働による維持管理

堤防・河川敷における除草にあたっては、地域住民や自治体等の参画を積極的に推進し、また家庭ゴミ等の不法投棄対策についても、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を連携して支援し、河川美化の意識向上を図るなど、地域住民等と連携・協働した河川管理を行います。

大野川水系河川整備計画の変更について

